

# 質問回答書

件名 AI-OCR サービス構築及び保守業務委託

対象資料、対象箇所	質問	回答
様式（５） 提案書の開示に係る意向申出書	様式５の「提案書の開示に係る意向申出書」についてですが、様式２で記載した事例等も開示されますでしょうか。	ご提出いただいた様式（２）業務経歴書は提案書に該当しないため、提案書としては開示対象ではありません。 ただし業務経歴書自体に対して開示請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。